令和8年度インフルエンサーを活用した中東市場向け観光プロモーション事業　企画提案公募
質問に対する回答

No	仕様書 公募要領 該当部分	質問事項	回答
1	仕様書 P1 2	【対象市場について】 ・特に重点的に訴求したい国・地域（サウジアラビア、アラブ首長国連邦、カタール等）はあるか。対象国・地域については、提案者が独自に設定する認識でよいか。 ・本事業の重点対象国はGCC6カ国すべてか。優先する国・地域はあるか。 ・特に誘客を強化したい優先対象国（例：UAE、サウジアラビア等の特定のGCC諸国）はあるか。	国・地域に指定はありません。 適切な国・地域を選定し、ご提案ください。
2	仕様書 P1 4（1）	【投稿に使用する言語について】 標準アラビア語を必須とするなどの指定はあるか。また、ターゲット層への訴求効果が期待できる場合、対象国に合わせた話し言葉や、英語による情報発信を主体とした提案も可能か。	使用する言語に指定はありません。 設定したターゲット層に訴求できる適切な言語を選定し、ご提案ください。
3	仕様書 P1 4（1）	【インフルエンサーの選定について①】 インフルエンサーの国籍、居住地、使用言語、最低フォロワー数、GCC居住者比率等に必須条件や目安はあるか。	仕様書4（1）に定める要件以外にインフルエンサーの選定にかかる条件や目安はありません。 適切なインフルエンサーを選定し、ご提案ください。
4	仕様書 P1 4（1）	【インフルエンサーの選定について②】 企画提案時点で出演内諾や見積取得は必須か。候補者段階での提案も可能か。	提案時点での出演内諾は必須ではありません。候補段階でご提案いただいても差し支えありませんが、候補者は起用の蓋然性が高い方を選定してください。 なお、見積書には、起用予定のインフルエンサーごとに報酬等、必要な経費を計上してください。
5	仕様書 P1 4（1）	【インフルエンサーの選定について③】 提案時に示したインフルエンサーが出演困難となった場合、県との協議・承認を経て、代替候補者への変更は可能か。	ご提案いただいたインフルエンサーが起用できなくなった場合は、代替候補者へ変更となっても差し支えありません。 ただし、代替候補者は、提案いただいたインフルエンサーと同等以上の訴求力を有することを前提とし、事前に本県の承認を得た上で決定してください。

No	仕様書 公募要領 該当部分	質問事項	回答
6	仕様書 P1 4（1）	【インフルエンサーの選定について④】 インフルエンサーは何組何名程度を招請予定か想定はあるか。	招請組数（人数）に想定はありません。 効果的な組数（人数）を設定の上、ご提案ください。
7	仕様書 P1 4（1）	【インフルエンサーの選定について⑤】 本事業は国内からの招請を想定していると思われるが、海外招請も想定した提案としてもよいか。	海外からの招請は想定していません。 日本国内に在住のインフルエンサーを選定してください。
8	仕様書 P1 4（1）	【ターゲット層について】 ・富裕層、ファミリー層、若年層等、特に重点的に訴求したい旅行者層はあるか。 ・優先する旅行者属性はあるか。	ターゲット層に指定はありません。 適切なターゲット層を設定し、ご提案ください。
9	仕様書 P2 4（2）	【投稿時期・掲載期間について】 希望する投稿時期や重点的に情報発信したい期間はあるか。また、事業終了後の投稿掲載期間について指定あるか。	投稿時期や掲載期間に指定はありません。 適切な時期及び期間を設定し、ご提案ください。
10	仕様書 P2 4（2）	【投稿内容について】 ・動画の尺・投稿本数・媒体について最低基準や推奨値あるか。また県による二次利用の期間、地域、改変可否等に指定はあるか。 ・二次利用の「期間」（例：契約期間内、事業終了後1年間、無期限など）について指定や目安はあるか。	動画の尺・投稿本数・媒体に最低基準や推奨値はありません。 対象市場やターゲット層のトレンドに合わせて設定し、ご提案ください。 インフルエンサーの投稿や動画素材は、本事業の契約期間終了後も継続して本県が二次利用（本県が実施するイベントでの放映等）可能であることを前提としていますが、詳細は委託候補事業者決定後、個別に協議の上、決定いたします。
11	仕様書 P2 4（2）	【ムスリム対応について】 取材先のハラール・ムスリムフレンドリー対応について、施設や飲食店を選定する際に満たすべき具体的な基準はあるか。	取材先の選定におけるハラール・ムスリムフレンドリー対応基準は設定していません。 対象とする国・地域や、設定したターゲット層に応じて、提案事業者様にて適切な基準を設定し、取材先をご提案ください。

No	仕様書 公募要領 該当部分	質問事項	回答
12	仕様書 P2 4（3）	【取材同行者の経費について】 インフルエンサーが家族や撮影補助者等を同伴する場合、その移動費や宿泊費等を委託費に計上することは可能か。	現地取材に必要不可欠と判断される撮影補助者の交通費や宿泊費は、最小限の範囲内で委託費への計上を認めます。 撮影補助者以外の同伴者にかかる経費については、原則として委託費への計上は認められません。
13	仕様書 P3 4（6）	【独自提案について①】 現地旅行会社向けウェビナーや旅行商品造成支援等を、今年度の独自提案として盛り込むことは可能か。	例示いただいた内容を独自提案いただいても構いません。独自提案については、特段の条件を設定しておりませんので、事業目的達成のために必要かつ効果的な事柄があれば、積極的にご提案ください。 なお、企画提案を採用した場合でも、事業内容は協議により決定します。提案のあった内容すべてを実施することを保証するものではありませんので、ご承知おきください。
14	仕様書 P3 4（6）、（8）	【独自提案について②】 独自提案の成果指標を本事業のKPIに含めることは可能か。	可能です。 独自提案いただく事柄についても、可能な限り、KPIを設定してください。
15	仕様書 P3～4 5	【成果物の提出範囲について】 公開済みの完成動画データのみを提出すればよいか。撮影した未編集素材や編集用データ等も提出が必要か。	未編集素材や編集用データ等の納品は必須ではありません。 起用するインフルエンサーごとに可能な範囲で納品ください。 詳細については、委託候補事業者決定後、個別に協議の上、決定いたします。
16	実施要領 P2 4（3）	【契約保証金について】 契約保証金の免除条件である「同種・同規模の契約」の判断基準は何か。 契約書や業務完了を確認できる書類等を証明書に代えることは可能か。	（「同種」の範囲について） インバウンドを対象とした情報発信事業など、本事業と目的や性質を同じくする契約が該当します。個々の契約が本事業と「同種」のものに該当するか否かは、個別に判断しますので、委託候補事業者決定後に別途ご相談ください。 （「同規模」の範囲について） 契約金額が本事業の2割に相当する金額を超える契約が該当します。 （契約を履行したことを証明する書面） 原則として、当該契約の発注者が発行する証明書により確認いたします。
17	その他	【県からの資料提供について①】 県が保有する中東市場向けの観光調査資料や過去のプロモーション実績等を提供することは可能か。	本県が実施した観光調査資料は福岡県HPをご覧ください。 福岡県HP ― 「モバイル空間統計」を活用した観光客の来訪・宿泊や周遊の状況調査の結果について https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kankoubigdatematome.html 福岡県HP ― 福岡県観光入込客推計調査 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kankoutoukei.html 福岡県HP ― 福岡県観光審議会 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kankoshingikai.html 令和7年度に実施した「中東インフルエンサーを活用した観光プロモーション事業」の実績は、No.19～No.21をご覧ください。

No	仕様書 公募要領 該当部分	質問事項	回答
18	その他	【県からの資料提供について②】 GCC6カ国それぞれから福岡県への2023～2025年の来訪実人数、延べ宿泊者数、旅行消費額について、把握されている数値または参考資料を示されたい。	観光庁の宿泊旅行統計調査や出入国管理庁の出入国管理統計等でご確認ください。
19	その他	【過去の事業実績について①】 ・令和7年度に実施された「中東インフルエンサーを活用した観光プロモーション事業」について、リーチ数、インプレッション数、エンゲージメント数等の実績値を示されたい。また、令和8年度の事業において、前年度の実施結果を踏まえ、特に強化・改善を期待している事項があれば、示されたい。 ・令和7年度関連事業の実績報告書または成果資料（投稿数、再生数、リーチ数、国別視聴者属性等）は提供可能か。また、前年度の成果を踏まえ、今年度特に改善・強化を期待される点があれば、示されたい。 ・昨年度の実施報告書（または効果測定レポート等の概要資料）を開示することは可能か。 ・昨年度（令和7年度）の施策を踏まえ、手応えを感じた点や新たに生じた課題感、およびそれらを踏まえて今年度特に重視・期待している方針や方向性があれば、示されたい。	令和７年度に実施した「中東インフルエンサーを活用した観光プロモーション事業」の実績は次のとおりです。（令和8年3月31日時点） 起用組数：2組 投稿本数：Instagram 8本、TikTok 8本 リーチ数（フォロワーベース）：約345万リーチ 総インプレッション数：1,251,409件 総エンゲージメント数：33,278件 令和８年度において、特に強化・改善を求める点は設定しておりませんが、審査に当たって重視する点については、企画提案公募実施要領の「１１ 審査基準」に記載しています。 なお、昨年度の実施報告書等の開示を希望される場合は、福岡県情報公開条例に基づき、公文書開示請求を行ってください。ただし、開示する文書の特定や内容確認には、一定の期間を要します。本事業の提案書提出期限までに当該文書を開示することを保証するものではありませんので、ご承知おきください。 福岡県HP ― 福岡県の公文書開示請求制度について https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/joho-kokai-gaiyo.html
20	その他	【過去の事業実績について②】 ・令和7年度に実施された「中東インフルエンサーを活用した観光プロモーション事業」について、起用されたインフルエンサーの氏名またはSNSアカウント名、および実際の投稿URLを示されたい。 ・令和７年度関連事業で招請したインフルエンサー2組の氏名・SNSアカウント、公開済み投稿動画のURLを示されたい。 ・令和７年度の本事業において起用されたインフルエンサーの氏名（またはアカウント名）および起用実績人数を示されたい。	令和７年度に起用したインフルエンサー名及びSNSアカウントは次のとおりです。投稿内容は各リンク先からご確認ください。 【インフルエンサー①】 Selen Ajinah 〇Instagram https://www.instagram.com/selenajinah 〇TikTok https://www.tiktok.com/@selenajinah 【インフルエンサー②】 Arezoo Muslemi 〇Instagram https://www.instagram.com/misszuzucchini/ 〇TikTok https://www.tiktok.com/@misszuzucchini
21	その他	【過去の事業実績について③】 令和７年度に紹介した旅行コースについて、旅行商品造成件数、予約件数、送客人数、旅行会社からの問い合わせ件数等の把握状況を示されたい。	本県では把握していません。
22	その他	【高付加価値旅行者の定義について】 高付加価値旅行者について、県が想定する旅行単価や属性等の定義はあるか。	本県では、「着地消費１００万円以上／人の訪日外国人旅行者」を高付加価値旅行者と定義しています。